

総 税 固 第 73 号
平成 30 年 11 月 15 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
（ 市 町 村 税 担 当 課 扱 い ）
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿
（ 市 町 村 税 ・ 固 定 資 産 税 担 当 課 扱 い ）

総務省自治税務局固定資産税課長
（ 公 印 省 略 ）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「特措法」という。）が平成 30 年 11 月 15 日より一部施行されます。

特措法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱いについては、下記にご留意いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 特措法第 39 条第 1 項の規定に基づく土地所有者等関連情報の内部利用について

特措法の施行に伴い、平成 30 年 11 月 15 日以降、都道府県知事及び市町村

長は、特措法第 39 条第 1 項に規定する地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する同項に規定する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとなります（特措法第 39 条第 1 項）。その結果、同項に規定する土地所有者等関連情報であって当該土地所有者等の探索に必要な限度の情報（具体的には、当該土地所有者等の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）を、地方団体の税務部局が、当該土地所有者等の探索に必要な限度において、市町村（当該土地が特別区の存する区域内に所在する場合は東京都）の地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が地域福利増進事業等の実施を準備する目的のために提供したとしても、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されることです。

今後、事業部局又は情報提供担当部局から、当該土地所有者等に関する一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、国土交通省土地・建設産業局企画課長から各都道府県の所有者不明土地法担当部局長宛てに別添 1 のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、事業部局又は情報提供担当部局からの当該情報の内部利用の依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

2 特措法第 40 条第 3 項の規定に基づく登記官への情報提供等について

特措法の施行に伴い、平成 30 年 11 月 15 日以降、登記官は、特措法第 40 条第 1 項及び第 2 項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、同条第 1 項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができることとなります（特措法第 40 条第 3 項）。その結果、当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報であって同条第 1 項の規定の施行に必要な限度の情報（具体的には、当該土地の所有者の氏名又は名称及び住所といった事項に限られる。）を、地方団体の税務部局が、同項の規定の施行のために必要な限度において、登記官が同項に基づく調査又は探索を実施する目的のために提供したとしても、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されることです。

今後、登記官から、当該土地の所有者に関する一定の情報について提供の依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに別添2のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、登記官からの当該情報の提供依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、この通知の「4 調査結果の提供」において、当該土地の所在する地方団体の税務部局が登記所に備え付けられる法定相続人情報の閲覧を求めた場合、登記官はこれに協力すること等が記載されていますので、必要に応じご活用いただきますようお願いいたします。

国土企第 38 号

平成 30 年 11 月 15 日

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局企画課長

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）が平成 30 年 11 月 15 日より一部施行されます。

法の施行により、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため、当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部で利用することができることとなり、又は提供することとなります。これを受け、今後、地域福利増進事業等を実施しようとする部局（以下「事業部局」という。）又は地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し情報を提供する部局（以下「情報提供担当部局」という。）が行う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項にご配慮いただくとともに、貴管内市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 内部で利用することが可能な情報について

都知事及び市町村長は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、都及び市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって同項に規定する土地所有者等関連情報（具体的には、事業区域内の土地の土地所有者等（納税義務者）の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないもの（以下「固定資産税関係土地所有者等関連情報」という。）について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触することなく、事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度で、内部

で利用することが可能である。

なお、不動産登記簿情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、利用することが可能である。

2 内部で利用するに当たっての手続

都又は市町村の事業部局又は情報提供担当部局が固定資産税関係土地所有者等関連情報の提供を求める際には、書面により、事業区域内の土地の地番その他当該土地の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で提供を求めるなど、照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。

3 把握した情報の活用

1 により土地所有者等関連情報を事業部局及び情報提供担当部局が利用することができるのは、事業区域内の土地の土地所有者等の探索に必要な限度においてである。

例えば、事業部局又は情報提供担当部局が、事業区域内の土地に係る固定資産税の納税義務者本人に対し、当該土地の所有者を特定するため又は法第 39 条第 2 項に基づく情報提供の求めがあった場合に情報提供に係る同意を取得するための書面の送付等を行うために固定資産税関係土地所有者等関連情報を活用することは可能であるが、国又は地方公共団体以外の者に対し納税義務者本人の同意を得ずに納税義務者本人以外に固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、土地所有者等の探索に必要な限度においての利用とは解されない。なお、正当な理由なく固定資産税関係土地所有者等関連情報を漏らす行為は、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務に違反することにも留意が必要である。

法務省民二第 609 号

平成 30 年 11 月 15 日

法務局民事行政部長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

固定資産課税台帳に記載されている情報の取扱いについて（通知）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「特措法」という。）の一部が本日施行されましたが、これにより、特措法第 40 条第 3 項の規定に基づき登記官は、同条第 1 項及び第 2 項の規定の施行に必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の者に対し、同条第 1 項の土地の所有権の登記名義人に係る死亡の事実その他当該土地の所有権の登記名義人となり得る者に関する情報の提供を求めることができることとなったところ、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳（以下「台帳」という。）の情報の取扱いについては、下記の事項に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本件取扱いについては総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 提供を受けることが可能な情報について

登記官は、特措法第 40 条第 3 項が施行される本日以降、同項に基づき、同条第 1 項の規定の施行に必要な限度で、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、地方公共団体の税務部局から台帳記載情報の提供を受けることが可能となる。

この提供を受けることが可能な台帳記載情報とは、土地の所有者の氏名又は名称及び住所に限られる。

2 提供を受けるに当たっての手續

登記官は、特措法第40条第1項の所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査において、住民票又はその除票を取得するなどの調査を尽くしても当該事実の有無を確認することができなかつた場合には、同条第3項の規定に基づき、1に関する情報の提供を別添様式により求めることとし、その際には、事前に地方公共団体の税務部局との間で、照会の方法、照会時期などについて、十分調整の上、実施する。

3 登記記録と異なる台帳記載情報の活用

登記官が、1により提供を受けた情報を利用することができるのは、特措法第40条第1項の規定の施行のために必要な限度においてであり、登記官が台帳上の所有者本人に対する調査に当該情報を活用することは可能であるが、台帳上の所有者本人以外の第三者に当該情報を漏らす行為は、同項の規定の施行のために必要な限度においての利用とは解されない。

4 調査結果の提供

登記官は、特措法第40条第1項の付記をしたときは、地方税法第382条の規定に準じた扱いとして、その付記をしたことを当該土地の所在地の市町村長（特別区の存する区域内においては都知事）に通知することとする。

また、登記所に備え付ける所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例等に関する省令（平成30年法務省令第28号）第1条の法定相続人情報については、所有権の登記名義人となり得る者を調査するため、当該土地の所在する地方公共団体の税務部局から、地方税法第20条の11の規定に基づき、閲覧の求めがあつた場合には、これに協力するものとする。

文書第 号
平成 年 月 日

市区町村長 殿

何市名区何町何丁目何番何号

法務局 出張所

登記官 職印

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条第3項の規定に基づく固定資産課税台帳に関する情報の提供依頼について(依頼)
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第40条第3項の規定に基づき、別添の調査対象土地について、固定資産課税台帳に記載された土地の所有者の氏名又は名称及び住所の情報の提供を依頼しますので、よろしくお取り計らい願います。

(別添)

【調査対象土地一覧】

- 1 ○○県○○市○○町一丁目 1 番
- 2 同市○○町大字○○字○○ 1 番